

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和 7 年12月12日
北 海 道

項 目	内 容	備 考
1 警報発表 事由等	(1) 交通死亡事故発生状況 ① 令和 7 年12月 8 日（月）午前 7 時45分頃 札幌市東区東雁来無番地先路上 正面衝突（普通乗用×大型貨物） 死者 1 人（普通乗用 59歳・男性） ② 令和 7 年12月10日（水）午前 9 時55分頃 標津郡標津町字忠類先路上 普通乗用単独（路外逸脱） 死者 1 人（普通乗用同乗 88歳・女性） ③ 令和 7 年12月10日（水）午前11時 1 分頃 紋別郡滝上町字滝ノ上原野先路上 正面衝突（中型貨物×大型貨物） 死者 1 人（中型貨物 41歳・男性） ④ 令和 7 年12月10日（水）午前11時50分頃 紋別郡湧別町計呂地先路上 正面衝突（軽四乗用×大型貨物） 死者 1 人（軽四乗用 65歳・男性） ⑤ 令和 7 年12月10日（水）午後 1 時42分頃 足寄郡陸別町字利別川上原野基線東先路上 正面衝突（軽四乗用×大型貨物） 死者 1 人（軽四乗用 46歳・女性） (2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数及び死者数が 3 日間で 5 件以上となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、12月12日に北海道知事名で全道交通死亡事故多発警報を発表しました。	※全道の警報発表基準 ・ 3 日間で 5 件以上 ・ 3 日間で 2 件以上 で 6 人以上 ※本年の全道警報は 3 回目 （前々回 令和 7 年 2 月 2 8 日～3 月 7 日、延長 3 月 8 日～3 月 1 4 日 前回 令和 7 年 9 月 1 8 日～9 月 2 0 日）
2 警報期間	令和 7 年12月12日（金）～12月18日（木）までの 7 日間	
3 各機関による推進事項	(1) 北海道 ・ 国の機関への連絡 ・ 関係機関・団体への周知 ・ 関係団体等と連携した啓発活動の実施 ・ SNS等の広報媒体を活用した広報活動の実施 ・ ホームページによる広報 (2) 市町村 ・ 広報車等を活用した地域住民への周知 ・ 公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・ 交通指導員等による街頭指導の強化 ・ 交通関係機関・団体と合同のバトライト作戦の実施 (3) 北海道警察 ・ 交通指導取締り活動の強化 ・ 幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・ 交通安全情報の発信 ・ 道路情報板（小型情報板）を活用した地域住民への周知 ・ 交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供 (4) 道路管理者 ・ 道路情報提供板による警報周知	
4 運転者等への注意喚起のお願い	○ ドライバーに対して ・ 路面状況の変化、特に路面凍結に注意すること ・ 冬道では、スピードダウンと早めのブレーキに努め、車間距離を十分に確保すること ・ 路面凍結では急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の“急”な運転操作はスリップの原因となるので、避けること ・ 前方をよく見ながら運転し、薄暮時間帯から夜間にかけて早めのライト点灯やハイビームを活用して歩行者にも十分注意すること ○ 歩行者に対して ・ 道路横断時は、横断歩道を横断し、左右をよく見て、周囲の安全を確認すること ・ 信号機がある横断歩道では信号を守って横断すること	